

【別記 4】

個人情報取扱事務に係る特記仕様書

(基本的事項)

第1 盛岡市（以下「甲」という。）から個人情報を取り扱う事務について委託の契約等をした者（以下「乙」という。）は、この契約の履行に当たり、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）（盛岡市議会においては、盛岡市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年条例第48号））及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）の趣旨に基づき、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

2 乙は、甲が講じるべき安全管理措置と同等の措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約の履行に関し知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(責任者の選任)

第3 乙は、個人情報が適正に取り扱われるよう、個人情報を取り扱う者（以下「事務取扱担当者」という。）に対して必要かつ適切な監督及び教育を行うため、責任者を選任するものとする。

(事務取扱担当者の明確化)

第4 乙は、事務取扱担当者を明確にするものとする。

(利用の制限)

第5 乙は、この契約による事務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報を、甲の指示又は事前の承諾がある場合を除き、責任者及び事務取扱担当者以外の役員及び従業者に利用させてはならない。

(保有の制限)

第6 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集し、又は作成するに当たっては、利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

(適正な取得)

第7 乙は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

(作業場所の特定及び持出しの禁止)

第8 乙は、この契約の履行に当たり、作業場所を特定し、甲の指示又は事前の承諾がある場合を除き、当該作業場所を有する事業所内から個人情報を持ち出してはならない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第9 乙は、この契約による業務に関して個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

【別記4】

（目的外利用及び外部提供の禁止）

第10 乙は、甲の指示又は事前の承諾がある場合を除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を当該契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）を含む。以下同じ。））に提供してはならない。

（複写又は複製の禁止）

第11 乙は、甲の指示又は事前の承諾がある場合を除き、この契約による事務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（日本国外における取扱いの禁止）

第12 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を日本国外において取り扱ってはならない。

（再委託の禁止）

第13 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、甲の事前の承諾がある場合を除き、第三者にその取扱いを委託してはならない。

2 乙は、前項の規定により委託する場合には、乙と当該第三者との再委託に係る契約において、この契約に基づき個人情報の取扱いに関して乙が甲に対して負う義務等と同等の義務等を当該第三者が負うべき旨を契約書に明記しなければならない。再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

（返還等）

第14 乙は、この契約による事務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示をしたときは、消去又は廃棄の方法により当該個人情報が記録された資料等を処分するものとする。

2 乙は、前項ただし書の規定により処分したときは、当該消去又は廃棄を行った日時及び担当者氏名並びに当該消去又は廃棄の内容について、甲に書面により報告しなければならない。

（報告）

第15 乙は、甲から求めがあったときは、委託先における責任者及び事務取扱担当者の管理体制及び実施体制、個人情報の管理の状況について、甲に書面により報告しなければならない。

（立入検査等）

第16 甲は、必要があると認めたときは、この契約の遵守状況を確認するために必要な範囲内において、乙がこの契約を履行するための事務室、電子計算機室等に立ち入り、電子計算機その他の必要な物を検査し、又は関係者に質問することができる。

2 甲は、必要があると認めたときは、乙の履行に甲の職員を立ち合わせ、又は乙に対しこの契約の実施に関して、調査し、若しくは報告を求めることができる。

【別記 4】

3 前2項の規定は、乙が甲の承諾を得てこの契約による業務における個人情報の処理について第三者に委託する場合において準用する。再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

4 甲は、乙からの報告及び前3項の立入検査等の結果、乙における個人情報の取扱いが、不適当と判断したときは、乙に対し、個人情報の安全管理措置の改善を求めることができるものとし、乙はこれに対し速やかに応じなければならない。

(事故発生時における報告)

第17 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに理由を添えて甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(事務取扱担当者への周知徹底)

第18 乙は、事務取扱担当者に対し、個人情報の適正な取扱いが確保されるよう、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなどについて必要な事項を周知しなければならない。

(教育研修)

第19 乙は、責任者及び事務取扱担当者に対し、個人情報の適正な取扱いについて理解を深め、個人情報の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修を行う。

2 乙は、事務取扱担当者のうち、情報システムの管理に関する事務に従事する者に対し、個人情報等の適切な管理のため、情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策に関して必要な教育研修を行うものとする。

3 乙は、事務取扱担当者のうち、番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルを取り扱う事務に従事する者に対し、番号法第29条の2の規定によるサイバーセキュリティ（「サイバーセキュリティ基本法」（平成26年法律第104号）第2条に規定するサイバーセキュリティをいう。）の確保に関する事項その他の事項に関する教育研修を行うものとする。

4 乙は、教育研修を実施するに当たり、研修計画を策定し、実施体制を確立するものとする。

(契約の解除及び損害賠償)

第20 乙がこの契約に違反していると甲が認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

2 業務の履行に関して生じた損害は、乙の負担とする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき事由による場合についてはこの限りではない。